

高齢者等の生活状況の見守りに関する協定書

吉野川市（以下「甲」という。）と徳島新聞吉野川市販売店会（以下「乙」という。）とは、高齢者等の生活状況の見守りに関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、急速に進む社会の高齢化と核家族化のなか、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、乙が新聞配達時に高齢者等の生活状況等を見守り、必要な情報を甲に提供することによって、高齢者の生活の安全と安心を守るための支援を行うことを目的とする。

（業務の内容）

第2条 乙は、高齢者宅等の新聞配達時に数日間の新聞が溜まっているなど、生活上に何らかの異常をきたしていると思われる状況を見かけた時は、甲及び在宅介護支援センター又は、必要に応じ警察及び消防に連絡をすることによって高齢者等の生活状況の見守り（以下「業務」という。）を行う。ただし、業務実施にかかる経費については無償とする。

（業務の履行期間及び期間の更新）

第3条 業務の履行期間は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。又、期間満了の日から1箇月前までの間に、甲、乙いずれからもこの協定の解除の意思表示をしないときは、期間を更に1年間延長することとし、以後も同様とする。

（提供する情報及び提供方法）

第4条 乙は、業務を実施するにあたり、乙の連絡責任者の自主的判断に基づいて、異常があると判断した居宅の場所、状況等の情報を取りまとめて甲に提供する。

2 乙の連絡責任者は、業務上支障のない限り情報の伝達に協力するものとする。

3 乙は、情報の伝達にあたっては、甲が指定する先（別表1）に電話又はファクシミリを利用して行うものとする。

4 乙は、災害発生時等の緊急の場合、まず自分自身の安全を確保し、原則として情報収集は中止する。ただし、甚大な被害が予想され、連絡を取る必要があると判断した場合は、乙は、可能な範囲で情報収集を行い、甲に提供するものとする。

（事情の変更）

第5条 甲及び乙は、協定締結後において、天変地異その他の不測の事態等により協定の内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、相手方と協議の上、業務の履行期間その他の協定の内容を変更することができる。

（協定の解除）

第6条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この協定の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が、その責めに帰すべき事由により、この協定の条項に違反したとき。

(2) 乙が、正当な理由をもって解除を申し出たとき。

(3) この協定の履行に関し、乙に著しい不正又は不誠実な行為があったとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、協定を解除するに十分な理由があると甲が認めるとき。

(責任の免除)

第7条 乙は、本業務が無償であることに鑑み、適切な業務の実施に関して事故が発生した場合においては、甲又は第三者に対して責任を負わないものとする。

(紛争の解決)

第8条 本件業務に関して、第三者との間で生じた紛争の解決は、原則として甲がその責任と負担にて行うものとする。ただし、乙に重大な過失があった場合はその限りでない。

(秘密の保持)

第9条 甲及び乙は、この協定の履行に際して知り得た情報を第三者に漏らし、又は、第1条に掲げる目的以外に利用してはならない。

2 乙は、業務を行うに当たり個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

3 乙は、業務期間満了後も、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(契約外の事項)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年3月16日

甲 徳島県吉野川市鴨島町鴨島 115 番地 1
吉野川市

吉野川市長 川真田 哲



乙 徳島県吉野川市鴨島町上浦 200 番地 19
牛島専売所

代 表 富 永 英 義



徳島県吉野川市鴨島町鴨島字中郷 394 番地 1
鴨島中央専売所

代 表 坂 本 良 弘



徳島県吉野川市鴨島町上下島 48 番地 7
鴨島南専売所

代 表 大 島 章 義



徳島県吉野川市鴨島町上下島字呉島 547 番地 19
鴨島西専売所

代 表 露 谷 智 宏



徳島県吉野川市川島町川島 327 番地
川島専売所

代 表 中 尾 正



徳島県吉野川市川島町三ツ島字道南 31 番地 8
学専売所

代 表 庄 村 光 美



徳島県吉野川市山川町前川 124 番地 6
山川専売所

代 表 佐々木 圭 吾



徳島県吉野川市山川町川田 847 番地 1
山川西専売所

代 表 竹 岡 正 市



(別表1)

連絡先一覧表

連絡先名	電話番号	ファクシミリ(FAX)番号
緊急時(警察)	110	
緊急時(消防救急)	119	
吉野川警察署	25-6110	25-6133
鴨島町交番	24-2331	
鴨島町上浦駐在所	24-2881	
鴨島町飯尾駐在所	24-2883	
川島町児島駐在所	25-2938	
山川町瀬詰駐在所	42-2890	
山川町山川駐在所	42-2891	
美郷駐在所	43-2305	
健祥会在宅介護支援センター鴨島	24-3252	
菊美荘在宅介護支援センター	24-6137	22-1473
健祥会在宅介護支援センター川島	25-3028	
山川在宅介護支援センター	42-7112	
美郷在宅介護支援センター	43-2019	
吉野川市福祉総務課	25-2111	25-6666
吉野川市包括支援センター	25-6627	25-6666

※ 山川町山川駐在所は平成22年夏期まで改築中のため、他の駐在所又は吉野川警察署(25-6110)が連絡先となります。

福祉総務課及び包括支援センターへの連絡は、できる限り勤務時間内とし、勤務時間外の緊急時の対応は困難であることから、その場合は在宅介護支援センター、警察(駐在所)又は消防署に連絡することとする。

